四　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第六章に規定する船舶等の長及び運送業者の責任に関すること。

五　外国人の在留資格の取得及び変更、在留期間の更新並びに資格外活動の許可及び資格外活動の許可の取消しに関すること。

六　外国人の永住の許可に関すること。

七　外国人の在留資格の取消しに関すること。

八　就労資格証明書の交付に関すること。

九　在留カードの作成、交付及び返納に関すること。

十　特別永住者証明書の作成、交付及び返納に関すること（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下「特例法」という。）第七条第二項の規定に掲げる事務を除く。）。

十一　外国人の中長期の在留の管理に関すること（第九号に掲げる事務及び中長期在留者の住居地に関する届出に関する事務を除く。）。

十二　在留資格認定証明書の交付に関すること。

十三　登録支援機関の登録に関すること。

十四　在留支援（本邦に適法に在留する外国人が安定的かつ円滑に在留することができるようにするための支援をいう。次号において同じ。）に関する事項の企画及び立案、調整並びに推進に関すること。

十五　地方公共団体及び民間の団体が行う在留支援の支援に関すること。

十六　一時庇護（ひご）のための上陸の許可に関すること。

十七　難民の認定及び難民の認定の取消しに関すること。

十八　仮滞在の許可に関すること。

十九　難民旅行証明書の交付及び返納命令に関すること。

二十　入管法第四十五条第一項の規定による審査（以下「違反審査」という。）に関すること。

二十一　収容令書及び退去強制令書の発付に関すること。

二十二　被収容者の放免、仮放免及び仮放免の取消しに関すること。

二十三　出国命令に関すること。

二十四　外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出に関すること。

二十五　難民の認定をしない処分、難民の認定の申請に係る不作為及び難民の認定の取消しについての審査請求（以下単に「審査請求」という。）に関すること。

二十六　保証金の納付、返還及び没取に関すること。

二十七　通報者に対する報償金の交付に関すること。

二十八　行政訴訟に関する関係機関との連絡調整に関すること。

二十九　出入国及び外国人の在留の管理に関する一般的調査に関すること。

三十　出入国及び外国人の在留の管理並びに難民の認定に関する情報の管理に関すること（次条第一項第十三号に掲げる事務を除く。）。

三十一　電子計算機の運用及び保守に関すること（次条第一項第十四号に掲げる事務を除く。）。

三十二　関係機関との連絡調整に関すること（次条第一項第二号の違反調査に係る関係行政機関との連絡調整に関する事務を除く。）。

2　東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局、大阪出入国在留管理局、広島出入国在留管理局及び福岡出入国在留管理局に置かれる首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
東京出入国在留管理局	審査管理担当	前項第一号（難民調査担当、審判担当及び難民審判担当の分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第七号（就労審査第一担当、就労審査第二担当、就労審査第三担当、留学審査担当、研修・短期滞在審査担当、永住審査担当及び難民調査担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	在留管理情報担当	前項第九号（入管法第十九条の六に規定する上陸許可の証印又は許可を受けた中長期在留者に後日交付する在留カード及び電子申請を行った中長期在留者に送付する在留カードに係る事務に限る。）、第十号（入管法第十九条の十六及び第十九条の十七の規定に掲げる事務に限る。）及び第三十二号に掲げる事務並びに中長期在留者に係る届出に関する同項第三十号に掲げる事務
	就労審査第一担当	高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、研究、技術・人文知識・国際業務及び企業内転勤を目的とする外国人について、前項第五号、第七号、第八号、第九号（在留管理情報担当が分担する事務を除く。）、第十二号及び第三十二号に掲げる事務
	就労審査第二担当	就労（就労資格及び特定技能並びに技能実習を除く。）を目的とする外国人について、前項第五号、第七号、第八号、第九号（在留管理情報担当が分担する事務を除く。）、第十二号及び第三十二号に掲げる事務
	就労審査第三担当	特定技能を目的とする外国人について、前項第五号、第七号、第八号、第九号（在留管理情報担当が分担する事務を除く。）、第十一号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一までの規定に掲げる事務に限る。）、第十二号、第十三号及び第三十二号に掲げる事務
	留学審査担当	留学を目的とする外国人について、前項第五号、第七号、第八号、第九号（在留管理情報担当が分担する事務を除く。）、第十二号及び第三十二号に掲げる事務
	研修・短期滞在審査担当	研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第七号、第八号、第九号（在留管理情報担当が分担する事務を除く。）、第十二号及び第三十二号に掲げる事務
	永住審査担当	身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、前項第五号から第八号まで、第九号（在留管理情報担当が分担する事務を除く。）、第十号（特例法第七条第三項の規定に掲げる事務に限る。）、第十二号及び第三十二号に掲げる事務
	難民調査担当	前項第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる事務並びに難民の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務
	違反審査担当	前項第二十号から第二十三号まで、第二十六号及び第二十七号に掲げる事務